

平成21年2月定例県議会付議案

議案第 1号	平成21年度鳥取県一般会計予算
議案第 2号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
議案第 3号	同 鳥取県公債管理特別会計予算
議案第 4号	同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
議案第 5号	同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 6号	同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
議案第 7号	同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
議案第 8号	同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
議案第 9号	同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
議案第10号	同 鳥取県県営林事業特別会計予算
議案第11号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
議案第12号	同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
議案第13号	同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
議案第14号	同 鳥取県収入証紙特別会計予算
議案第15号	同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
議案第16号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
議案第17号	同 鳥取県営電気事業会計予算
議案第18号	同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
議案第19号	同 鳥取県営埋立事業会計予算
議案第20号	同 鳥取県営病院事業会計予算
議案第21号	平成20年度鳥取県一般会計補正予算
議案第22号	同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
議案第23号	同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
議案第24号	同 鳥取県収入証紙特別会計補正予算
議案第25号	同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第26号	同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
議案第27号	同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算
議案第28号	同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算
議案第29号	同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算
議案第30号	同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第 3 1 号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第 3 2 号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第 3 3 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第 3 4 号 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の設定について（景観まちづくり課）

都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的として、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するために必要な事項等を定めるものである。

（概 要）

①立地要件

総床面積による規模の区分に応じて、人口・公共交通機関・道路整備等必要な要件を備えた場所に立地させること。

②施設設置者の設置届提出及び住民説明会開催の義務

③知事の意見・勧告・中止命令

知事は、住民説明会及び関係市町村の意見及び見解を踏まえ、届出施設の設置について意見を述べ、必要な措置をとるよう勧告し、大規模集客施設の設置の中止等を命ずることができる。

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第 3 5 号 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の設定について（景観まちづくり課）

市街化調整区域に係る開発行為等の許可について、審査基準の明確化及び審査事務の迅速化を図るため、都市計画法の規定により県の条例で定めることができる開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものである。

（条例で定める市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準）

①市街化区域と一体的な区域として指定する土地の区域

・ 50以上の建築物がそれぞれ50m以内の距離で連たんする区域のうち、市街化区域からの距離が1 km以内の場所にある土地を含む町、大字等の区域 など

②指定区域において支障があると認められる予定建築物の用途

・ 地階を除く階数が3以下の建築主が自己の居住の用に供する住宅以外の用途

③市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為等

・ 市街化調整区域に居住する者の2親等以内にある者の分家住宅
・ 大規模連たん区域における建築主が自己の居住の用に供する住宅又は小規模な工場等
・ 既存建築物の増築又は改築 など

[平成 21 年 10 月 1 日施行 ほか]

議案第36号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

国の緊急的な生活対策及び雇用対策等に伴い、新たに基金を設置するなど所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置目的及び処分事由に、「福祉・介護人材確保に関すること」を加える。
- ②次のとおり新たに基金を設置する。

名称	設置目的
鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。
鳥取県安心こども基金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うこと。
鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。

[規則で定める日から施行]

議案第37号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

鳥取県介護保険財政安定化基金について、平成12年度からの国、県、市町村の拠出金により市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用が積み立てられたことから、拠出金の拠出率を見直して、市町村からの拠出金を徴収しないこととする。（現行の拠出率 標準給付費等の1/1,000）

[平成21年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事・評価室）

職員を派遣することができる公益的法人等を変更する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・智頭急行株式会社への退職派遣に係る規定を削除
- ・財団法人鳥取県部落開放研究所を派遣することができる公益的法人から削除

[平成21年4月1日施行]

議案第39号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（給与室）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正等により、保健所に勤務する保健師が結核患者に対する発生時調査及び入院勧告の業務を行うこととなったことにかんがみ、当該業務についても防疫等業務手当の支給対象とするものである。（現行 家庭を訪問して行う療養指導業務のみ支給対象）

[平成21年4月1日施行]

議案第40号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について（給与室）

平成21年4月から職員の勤務時間を7時間45分/日に変更する（現行 8時間/日）ことに伴い、関係する条例について、所要の改正を行う。

（概要）

- ・ 教員特殊業務手当の改正
- ・ 修学部分休業を承認する場合の単位時間の改正
- ・ 育児短時間勤務の例により短時間勤務をする職員の取り扱いの改正

[公布施行]

議案第41号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部改正について（給与室）

- ① 知事及び副知事の給与について、他の都道府県との均衡等を考慮し、給料月額・退職手当の配分を見直す。
- ② 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の報酬月額について、知事等の給与に関する有識者会議で出された意見を考慮し、引下げを行う。

[平成21年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率化室）

平成21年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

知事部局 51人減 ほか

[平成21年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率化室）

平成21年度の組織改正等に伴い、部局の所掌事務等の見直しを行うものである。

（概要）

平成21年度中の会計管理者制度への移行に合わせ、会計に関する業務を会計管理者へ一元化するため、所掌事務を見直すものである。

[平成21年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正等について（人権推進課）

県内に暮らすすべての者一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを推進するため、人権救済条例見直し検討委員会の意見等を踏まえ、人権に関する相談について規定する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

① 相談による支援を充実する仕組を規定

- ・ 県民の人権に関する各般の問題の相談に応じる相談窓口を設置
- ・ 関係機関と緊密に連携した相談事案の解決促進のための支援を実施

② 関係条例の廃止

- ・ 「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」及び「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例」を廃止

[平成21年4月1日施行]

議案第 4 5 号 鳥取県統計調査条例等の一部改正について（統計課）

統計法の全部改正に伴い、県統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、統計作成の効率化と県統計調査の記入者の負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①県統計調査と誤認させる調査（いわゆる「かたり調査」）を禁止する。
- ②調査実施機関において、県統計調査によって収集した調査票情報の二次利用ができるようにする。
- ③公的機関の求めにより、調査実施機関は県統計調査に係る調査票情報を利用した統計の作成等を行うことができる。
- ④学術研究の発展に資すると認められる場合等には、一般からの委託に応じ、県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。
 - ・統計表の作成を職員が行う場合には、51,000円に統計表 1 表につき20,400円を加えた額、その他要した費用を手数料として徴す。
- ⑤罰則規定の追加及び変更

追 加

- ・「かたり調査」：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

変 更

区 分	現 行	改正後
県統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者	6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金	20万円以下の罰金
県統計調査に関する業務に従事する者で当該県統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者		
県統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者		10万円以下の罰金
立入検査等を拒み、妨げ又は忌避等をした者		

[平成 21 年 4 月 1 日施行 ほか]

**議案第 4 6 号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について
（自治振興課、長寿社会課）**

介護保険法の一部改正により、介護サービス事業者に対し業務管理体制の整備等が義務付けられたことに伴い、関係する事務を新たに南部箕蚊屋広域連合に移譲するものである。

（移譲する事務）

- ・事業廃止時における介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整等
- ・介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項についての届出の受理
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る報告等の命令及び立入検査
- ・介護サービス事業者に対する業務管理体制の整備に係る勧告及び命令等

[平成 21 年 5 月 1 日施行]

議案第 47号 鳥取県市町村交付金条例の一部改正について（自治振興課）

平成 20 年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、市町村が自らの意思及び判断で行うべき事業に対する交付金を交付するため、平成 23 年度末まで期限を延長するものである。

[公布施行]

議案第 48号 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正について（障害福祉課）

年金の受領等の手続を円滑に行い、心身障害者の生活の安定と福祉の増進等を図るため、心身障害者扶養共済制度加入者が年金管理者（心身障害者に代わって年金を受領し、及び管理する者）を 2 人（現行 1 人）まで指定することができるよう改正するものである。

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第 49号 鳥取県小規模作業所運営事業助成条例の一部改正について（障害福祉課）

平成 20 年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、在宅の障害者等の活動の場を確保し、もって障害者等の社会参加の促進を図るため、平成 23 年度末まで期限を延長するものである。

[公布施行]

議案第 50号 鳥取県認可外保育施設運営事業助成条例の一部改正について（子育て支援総室）

入所児童数の少ない小規模な保育施設における保育環境を整備し、もって入所児童の福祉の向上を図るため、助成の対象を見直す等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ・ 条例名を「鳥取県届出保育施設等運営事業助成条例」に改める。
- ・ 助成対象となる届出保育施設等の要件を、「知事が別に定める要件を満たすもの」（現行 入所児童が 10 人以上等）とする。
- ・ 少なくとも 3 年ごとに、本条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずる規定を追加する。

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第 51号 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について（循環型社会推進課）

八頭町が、本条例に相当する条例（環境美化を目的とし、空き缶等をみだりに投棄することを禁止する条例）を制定し、環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、八頭町の区域については本条例の規定を適用しないこととするものである。

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第 5 2 号 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

食の安心に対する消費者の信頼の確保を図るため、飲食店営業等の許可に際しての営業許可証の交付及び掲示について本条例に明記するなど、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ・ 飲食店営業等の許可を行ったときは、営業許可証を交付する。
- ・ 飲食店営業等の許可を受けた者は、営業許可証等を掲示しなければならない。
- ・ 自動車又は自動販売機による営業に係るものであるときは、併せて、営業許可標識を交付する。
（以上、現行は規則等で規定）
- ・ 営業許可証等再交付手数料の新設

区 分	単 位	金 額
営業許可証又は営業許可標識の再交付又は書換交付	1 件につき	1, 7 0 0 円

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

**議案第 5 3 号 鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正について
（くらしの安心推進課）**

理容師又は美容師が出張して理容又は美容を行う場合の衛生環境を確保するため、これらについて届出を義務付ける等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ・ 出張して理容又は美容の業を行う理容師又は美容師は知事に届け出て、衛生確保についての検査及び確認を受けなければならない。
- ・ 県は、出張理容（美容）を行うために使用する設備、用具等を管理する場所、出張理容（美容）を行う場所等に立ち入り、衛生措置の実施状況を検査することができる。
- ・ 出張理容（美容）の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者及び検査を拒み、妨げた者は、30 万円以下の罰金に処する。
- ・ 出張理容（美容）の検査及び確認証交付手数料の新設

区 分	単 位	金 額
出張理容（美容）の検査	1 件につき	1 3, 2 0 0 円
確認証の再交付、追加交付及び書換交付	1 件につき	1, 7 0 0 円

[平成 21 年 10 月 1 日施行 ほか]

議案第 5 4 号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（住宅政策課）

①市町村が管理を代行するもの以外の県営住宅について、鳥取県住宅供給公社がその管理を行うことができるよう所要の改正を行う。

②老朽化した県営住宅の廃止及び町への県営住宅の無償譲渡に伴い、所要の改正を行う。

（廃止・無償譲渡する県営住宅）

名 称	理 由
田後港団地	老朽化により廃止
東郷団地	湯梨浜町へ無償譲渡
東伯団地	琴浦町へ無償譲渡
浦安団地	
城山団地	
成美団地	

[平成 21 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第 55号 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について（林政課） →（森林・林業総室）

平成 20 年度限りで効力を失う本条例について、引き続き、森林の育成及び資源の有効利用を図るため、所要の改正を行い、期限を延長するものである。

（概 要）

- ・ 本条例の期限を平成 22 年度末まで延長する
- ・ 補助金の額を、「知事が別に定める額を限度」とする（現行 4,000 円/㎡を限度）

[平成 21 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第 56号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について（水産課）

- ①鳥取県地方卸売市場条例の一部を改正する条例が平成 21 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、鳥取県営境港水産物地方卸売市場に係る委託手数料の額の決定に関する事項及び周知に関する事項を定めるものである。
- ②卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場における卸売業者による委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制が廃止されたことにかんがみ、本県においても同様の措置を講ずることとするものである。

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第 57号 鳥取県採石条例の一部改正について（治山砂防課）

平成 20 年度限りで効力を失う本条例について、引き続き採石場及び周辺地域における安全性の確保を図るため、失効期限を定めた規定を削るものである。

[公布施行]

議案第58号 鳥取県手数料徴収条例の一部改正について（指導管理課）→（会計指導課）

受益と負担の公平確保を図るため、これまで手数料を徴収していなかった各種手数料を新たに徴収するとともに、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
准看護師再教育研修の実施等		
准看護師再教育研修の実施		
戒告処分を受けた者に対する研修	1件につき	48,000円
上記以外の者に対する研修	1件につき	86,000円
准看護師再教育研修を修了した旨の登録	1件につき	5,600円
准看護師再教育研修修了登録証の書換交付	1件につき	3,400円
准看護師再教育研修修了登録証の再交付	1件につき	4,100円
教育職員の普通免許状又は特別免許状の更新等		
普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する免許状の授与	1件につき	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	1件につき	3,300円
普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき	2,000円
旧免許状所持現職教員に対する免許状の更新講習修了の確認	1件につき	3,300円
更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した旧免許状所持者が免許状更新講習の課程を修了した後2年2月の期間内にあることについての確認	1件につき	3,300円
旧免許状所持現職教員に係る免許状更新講習の修了確認期限の延期	1件につき	2,000円
旧免許状所持現職教員のうち免許状更新講習を受ける必要がない者の認定	1件につき	3,300円

引上げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
火薬類製造保安責任者試験又は火薬類取扱保安責任者試験の実施	1件につき	12,000円	17,000円
2級建築士試験及び木造建築士試験の実施	1件につき	15,100円	16,900円

引下げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
高圧ガス製造保安責任者試験等の実施			
書面により受験願書を提出する場合			
乙種化学責任者免状に係るもの	1 件につき	10,000 円	9,000 円
丙種化学責任者免状に係るもの	1 件につき	9,400 円	8,400 円
乙種機械責任者免状に係るもの	1 件につき	10,000 円	9,000 円
第 2 種冷凍機械責任者免状に係るもの	1 件につき	10,000 円	9,000 円
第 3 種冷凍機械責任者免状に係るもの	1 件につき	9,400 円	8,400 円
第 1 種販売主任者免状に係るもの	1 件につき	8,500 円	7,600 円
第 2 種販売主任者免状に係るもの	1 件につき	6,700 円	6,000 円
電子情報処理組織により受験願書を提出する場合			
乙種化学責任者免状に係るもの	1 件につき	9,500 円	8,500 円
丙種化学責任者免状に係るもの	1 件につき	8,900 円	7,900 円
乙種機械責任者免状に係るもの	1 件につき	9,500 円	8,500 円
第 2 種冷凍機械責任者免状に係るもの	1 件につき	9,500 円	8,500 円
第 3 種冷凍機械責任者免状に係るもの	1 件につき	8,900 円	7,900 円
第 1 種販売主任者免状に係るもの	1 件につき	8,000 円	7,100 円
第 2 種販売主任者免状に係るもの	1 件につき	6,200 円	5,500 円
液化石油ガス設備士試験の実施			
書面により受験願書を提出する場合	1 件につき	23,000 円	20,700 円
電子情報処理組織により受験願書を提出する場合	1 件につき	22,500 円	20,200 円
狩猟免許の交付に係る事務			
第 1 種銃猟免許又は第 2 種銃猟免許の交付			
既に狩猟免許を有している者等	1 件につき	4,000 円	3,900 円
上記以外の者	1 件につき	5,300 円	5,200 円
狩猟免状の再交付	1 件につき	1,100 円	1,000 円
狩猟免許の更新	1 件につき	2,900 円	2,800 円
狩猟者の登録	1 件につき	1,900 円	1,800 円

[平成 21 年 4 月 1 日施行 ほか]

議案第 59 号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部会計課）

警察法施行令の一部改正に伴い、地方警察職員たる警察官の定員を改めるとともに、業務の見直し等に伴い、一般職員の定員を改めるものである。

(概 要)

警 察 官 現 行 1,180 人 → 改正後 1,190 人 (+10 人)
 一 般 職 員 現 行 236 人 → 改正後 233 人 (△3 人)

[平成 21 年 4 月 1 日施行]

議案第60号 鳥取県警察手数料条例の一部改正について（警察本部会計課）

道路交通法の一部改正に伴い、運転免許証更新時における認知機能検査手数料等を新たに設定するとともに、既存の手数料の額を見直す等所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

設 定

区 分	単 位	金 額
認知機能検査の実施（75歳以上）	1件につき	650円
認知機能検査を行う者に対する講習	1時間につき	700円
認知機能検査の結果に基づく高齢者講習（75歳以上）（※）		
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	1件につき	5,350円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	1件につき	2,350円

改 正

区 分	現 行		改正後	
	単 位	金 額	単 位	金 額
高齢者講習（※を除く）				
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの	<u>1時間</u> につき	2,050円	<u>1件</u> につき	5,800円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの	<u>1時間</u> につき	1,500円	<u>1件</u> につき	2,350円
加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うチャレンジ講習	1回につき	2,750円	1回につき	2,650円
チャレンジ講習の受講結果確認書の交付を受けた者を対象とする簡易講習	1時間につき	1,400円	1時間につき	1,500円
自動車運転代行業の認定	1件につき	16,000円	1件につき	13,000円

[平成21年6月1日施行 ほか]

議案第61号 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（博物館）

鳥取県立博物館の利用者の利便性の向上を図るため、博物館の開館時間の延長を行うものである。

（概 要）

区 分	開館時間	
	現 行	改正後
4月1日から 10月31日まで	土曜日	特別展示期間中：午前9時～午後7時 上記以外の期間：午前9時～午後5時
	日曜日	
	祝 日	
上記以外	午前9時～午後5時	午前9時～午後5時（変更なし）

[平成21年4月1日施行]

議案第62号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

医療法施行令の一部改正等に伴い、病院で標榜する診療科名を改める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

区 分	診療科名		備 考
	現 行	改正後	
鳥取県立中央病院	—	病理診断科	新設
	—	臨床検査科	新設
	—	救急科	新設
	循環器科	心臓内科	名称変更
	耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科	名称変更
	呼吸器科	—	廃止（内科に統合）
	消化器科	—	廃止（内科に統合）
鳥取県立厚生病院	—	呼吸器内科	新設
	—	消化器外科	新設
	循環器科	循環器内科	名称変更
	耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科	名称変更

[平成21年4月1日施行]

議案第63号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

医師、医療技術員等の増員等を行い、診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を見直すものである。

（概要）

現 行 949 人 → 改正後 967 人（+18 人）

[平成21年4月1日施行]

議案第64号 鳥取県スポーツセンター設置条例の廃止について（教育総務課）

スポーツセンターの廃止に伴い、本条例を廃止するものである。（教育機関として設置していた「スポーツセンター」を廃止し、新たに教育委員会事務局内に「スポーツ振興課」を設置することにより、学校体育とスポーツの連携強化など、本県スポーツをより一層推進する。）

[平成21年4月1日施行]

議案第65号 財産を無償で貸し付けること（(元) 皆生温泉公園）について（財源確保室）

貸 付 先：米子市 個人（皆生プレイパーク運営委員会代表）

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
米子市皆生温泉町三丁目	土 地	17,034.50 m ²

貸 付 期 間：平成21年4月1日から平成26年3月31日（5年間）

無償貸付理由：県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパーク運営委員会の活動の用に供するため、同委員会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第66号 財産を無償で貸し付けること（(元)鳥取農業高等学校実習農園）について（財源確保室）

貸付先：鳥取市 個人（山王団地自治会会長）

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市湖山町南三丁目	土地	1,709.40 m ²

貸付期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日（3年間）

無償貸付理由：当該土地は埋蔵文化財の調査中であり、処分又は利活用ができないため、土地の活用策等が決定されるまでの間、維持管理費の低減及び防犯対策を図る観点から、山王団地自治会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第67号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地及び施設）について（畜産課）

貸付先：財団法人鳥取県畜産振興協会

貸付財産：普通財産

名称	所在地	種類
鳥取放牧場	鳥取市越路ほか	土地、牧柵、給水施設、畜舎、堆肥舎、肥料庫、看視舎等
鳥取放牧場河合谷牧野	鳥取市国府町雨滝	
鳥取放牧場兵田牧野	鳥取市河原町北村ほか	
鳥取放牧場俵原牧野	東伯郡三朝町俵原	
大山放牧場	西伯郡伯耆町小林ほか	

貸付期間：平成21年4月1日から平成25年3月31日まで（4年間）

無償貸付理由：放牧事業の弾力的な運営を図るため、育成放牧事業を実施している当該法人に、当該事業の用に供する放牧場の土地及び施設を引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第68号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅東郷団地）について（住宅政策課）

相手方：湯梨浜町

譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
東伯郡湯梨浜町大字中興寺	土地	3,545.76 m ²
	建物	1,142.56 m ² （8棟16戸）

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、湯梨浜町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅施策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

**議案第69号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅東伯団地、浦安団地、城山団地及び成美団地）
について（住宅政策課）**

相手方：琴浦町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
県営住宅東伯団地	東伯郡琴浦町 大字逢束	土地	1,857.60 m ²
		建物	1,521.70 m ² （2棟22戸）
県営住宅浦安団地	東伯郡琴浦町 大字下伊勢	土地	5,031.42 m ²
		建物	2,078.54 m ² （2棟27戸）
県営住宅城山団地	東伯郡琴浦町 大字太一垣	土地	4,949.12 m ²
		建物	1,895.32 m ² （9棟22戸）
県営住宅成美団地	東伯郡琴浦町 大字出上ほか	土地	6,882.84 m ²
		建物	2,150.87 m ² （13棟27戸）

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、琴浦町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅施策を行えるよう、無償で譲渡するものである。

議案第70号 財産を無償で譲渡すること（林道猫山線）について（林政課）→（森林・林業総室）

相手方：八頭町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
林道猫山線（山志谷工区）	八頭郡八頭町山志谷	土地	2,838.28 m ²

無償譲渡理由：工事完了後は市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道猫山線の完成区間を、無償で譲渡するものである。

議案第71号 財産を無償で譲渡すること（林道窓山線）について（林政課）→（森林・林業総室）

相手方：日南町
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
林道窓山線（新屋工区）	日野郡日南町新屋	土地	1,815.00 m ²
林道窓山線（上萩山工区）	日野郡日南町上萩山	土地	1,428.29 m ²

無償譲渡理由：工事完了後は市町村へ引き渡すことを前提に実施している県営林道事業について、林道窓山線の完成区間を、無償で譲渡するものである。

議案第72号 林道開設工事に伴う損害の賠償に係る和解について（林政課）→（森林・林業総室）

和解の相手方：八頭郡智頭町 企業

和解の要旨：和解の相手方は、損害賠償金 351,750 円を県に支払う。

事件の概要：和解の相手方が施工した平成19年度因美（西宇塚工区）林道開設工事に瑕疵があり、同工区間で実施した法面緑化工事の施工面積が増大したため、県に当該増大面積に係る法面緑化工事の追加費用が発生した。

和解の相手方には、施工管理における注意義務を怠った過失が認められるため、県に生じた損害の賠償について和解するものである。

議案第 7 3 号 史跡妻木晩田遺跡復元建物実施設計に伴う損害の賠償に係る和解について（文化財課）

和解の相手方：東京都千代田区 企業

和解の要旨：和解の相手方は、損害賠償金 1,151,850 円を県に支払う。

事件の概要：和解の相手方が県に納入した、史跡妻木晩田遺跡妻木山地区復元建物実施設計業務の成果物に瑕疵があり、当該成果物に基づき施工した工事において、基礎コンクリートの解体及び再設置等の追加費用が発生した。

和解の相手方には、設計図面の作成及び照査において注意義務を怠った過失が認められるため、県に生じた損害の賠償について和解するものである。

議案第 7 4 号 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加並びに全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について（財政課）

全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に、新たに岡山市を加えることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 7 5 号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（耕地課）

平成 21 年度から実施する北栄町桜池の整備事業について、市町村の受益を伴わない隣接する県道の改修費に市町村負担金を徴しない（現行 事業費の 100 分の 14 に相当する額）こととするよう、土地改良法第 91 条第 6 項において準用する同法第 90 条第 10 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 7 6 号 特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部負担に関し同意することについて（水産課）

水産庁が行う特定漁港漁場整備事業に係る費用の一部を県が負担することについて、漁港漁場整備法第 20 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

県負担額：平成 21 年度事業費 1,000,000,000 円のうち 45,500,000 円（45.5/1,000）を限度とした額

議案第 7 7 号 包括外部監査契約の締結について（行政監察室）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成 21 年 4 月 1 日

契約金額：10,500,000 円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：勝部 不二夫 公認会計士

議案第78号 鳥取県税条例等の一部改正について（税務課）

平成21年度地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①地方税法の一部改正に伴う事項

- ・個人県民税における住宅ローン特別控除の創設
- ・上場株式等の譲渡益・配当に係る軽減税率の特例措置の延長及び軽減税率適用範囲の拡大
- ・不動産取得税の宅地評価に係る課税標準の特例措置及び軽減税率の特例措置の延長
- ・道路特定財源の一般財源化に伴い、自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税へ移行するための規定の整備

②法人の県民税均等割についての地縁団体に対する軽減措置を整理し、公益法人制度改革に対応するための所要の改正

- ・収益事業を行わない地縁団体に対する法人県民税均等割の課税免除
- ・収益事業を行わない公益社団法人及び公益財団法人等に対する法人県民税均等割の減免措置

[地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行 ほか]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解について（平成21年2月3日専決）（福祉保健課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：甲は、損害賠償金 320,000 円を乙に支払う。（県過失0割）

乙は、賃貸借契約中途解約金 124,503 円について、甲が乙に支払う損害賠償金をもって充て、県に請求しない。

事故の概要：平成20年12月25日、東部総合事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により乙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方反対車線を走行していた甲所有の軽乗用自動車が、中央線を越えて走行してきたことにより衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成21年2月3日専決）

（人権教育課）

和解の相手方：南部町 個人 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 5,478,610 円について、平成21年3月から全額返還するまで毎月 25,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年2月3日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成21年2月3日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。